

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

保険証は8月から紫色になります

7月下旬に、8月1日から使える新しい保険証を送付します。8月以降は新しい保険証を提示してください。8月になって新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

負担割合は毎年判定します

医療機関での負担割合（1割・2割・3割）は、前年（令和4年）の所得状況により判定しています。

新しい保険証から負担割合などが変更になる場合があります。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

現在、減額認定証を持っている人でも、令和5年度の市民税が非課税世帯でない人は要件に該当しないので、新しい減額認定証は同封されません。引き続き対

象となる人には、新しい減額認定証が保険証と同封されて送付されます。

新たに認定証などの対象になる人は申請が必要です

限度額適用認定証を医療機関などの窓口で提示すると、1か月当たりの1医療機関の自己負担限度額が適用されます。また、市民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食費が減額されます。入院時には必ず窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示してください。

対象 次のいずれかに該当する人

- ▽市民税非課税世帯の人
- ▽課税所得が145万円以上690万円未満の人とその同一世帯の人

申請に必要なもの

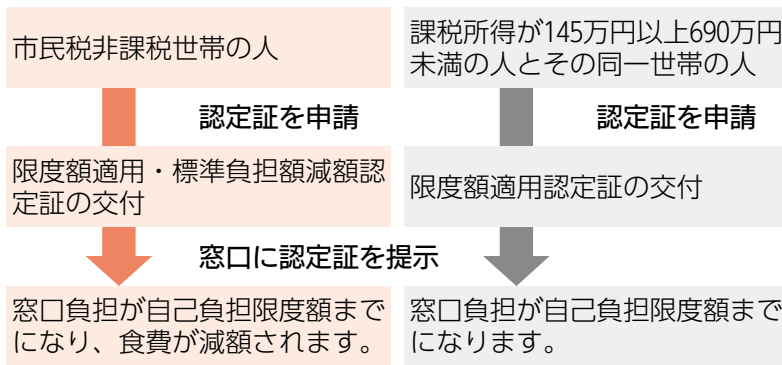
保険証、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認が

できるもの

※本人・世帯主以外が申請する場合は委任状を持参してください。

申請・問い合わせ先

市民課（☎437137）、
上下支所市民生活係（☎6212114）



保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します

令和5年度の後期高齢者医療保険料は、令和4年度の所得を基に計算しています。保険料の支払い方法は、原則、公的年金からの天引きになります。ただし、新たに後期高齢者医療制度に加入した人などは、一定の期間、保険料を納付書などで納付する場合があります。
問い合わせ先 広島県後期高齢者医療広域連合業務課（☎0825023010）、市役所税務課（☎4371211）

令和5年度年間保険料額(限度額66万円)

均等割額 45,840円 + 所得割額

所得割額 = 【総所得金額等 - 基礎控除 (43万円)】 × 8.67% (所得割率)

総所得金額等は、「公的年金収入 - 公的年金控除」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。基礎控除は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合、所得に応じて減額されます。

令和5年度 保険料の軽減均等割額

被保険者と世帯主の令和4年中所得の合計額	軽減後の均等割額
「43万円」以下	7割軽減 13,752円/年
「43万円 + 29万円 × 世帯内の被保険者数」以下	5割軽減 22,920円/年
「43万円 + 53.5万円 × 世帯内の被保険者数」以下	2割軽減 36,672円/年

■計算方法の注意事項

- ▷ 世帯内の被保険者と世帯主のうち、給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者（給与所得者等）が2人以上いる場合、左記の保険料の軽減均等割額の計算に「(給与所得者等の数 - 1) × 10万円」を加算します。
 - ▷ 65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、65歳の障害者認定の人は問い合わせてください。
 - ▷ 専従者控除、居住用財産や収用により譲渡した場合などの課税の特例の適用はありません。
- ※ 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。